

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市地球温暖化対策推進会議				
事務局 (担当課)		ゼロカーボン推進課 電話042-769-8240(直通)				
開催日時		令和6年1月26日(金)午後1時45分～3時40分				
開催場所		市役所本館2階第1特別会議室				
出席者	委員	11人(別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	7人(脱炭素社会・資源循環推進担当部長、ゼロカーボン推進課長、他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	2人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		1 開会 2 議題 (1) 会長、副会長の選任 (2) 太陽光発電設備設置標準化制度の導入について ・ 諮問 ・ 審議 3 その他				

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 開会各委員の自己紹介、事務局職員紹介の後、次第に従い議事を進行した。

### 2 議題

(1) 会長、副会長の選出について 相模原市地球温暖化対策推進条例施行規則第9条第2項の規定に基づき、委員の互選により、田中委員が会長に、奥委員が副会長にそれぞれ選出された。

(2) 太陽光発電設備設置標準化制度の導入について  
標題の件について、奈良副市長から本推進会議へ諮問を行った後、「資料1」を基に、事務局から説明が行われた。

#### (須永委員)

資料1のスライド3ページに「パネルの一部でも影がかかると発電しない」とある点について、全く発電しないように読めたが、「大幅に発電量が低下するところがある」ぐらいの表現が良いのでは。

また、スライド14ページの棟当たり基準量の2kWについて、算定の根拠を説明された方がよい。東京都、川崎市も同じ制度であるので、それらを参考にして、また、およそ2kW位がないと住宅での発電として成り立たないということなので、そういった説明があればよいと思う。なお、この算定の根拠について事務局に事前にお伺いしたのは、棟当たり基準量を住宅の平均発電容量4kWにして、事業者により供給住宅の半分に太陽光発電が載るとし、これに算定基準率85%を掛けると同じ数字になるので、その方が分かりやすいと思ったから。

また、質問だが、特に東京都は来年の4月から太陽光発電の義務化を開始するが、これと全く同じ内容の制度を想定しているか。

#### (服部委員)

東京都、川崎市と聞くと、横浜市の方が気になる。横浜市は同様の制度を検討しているのか。また、5000㎡ラインで引いた場合、義務の対象は一般的に知られているハウスメーカーを想定すればよいか。地元密着のメーカーのイメージか。

#### (布施委員)

この制度を定めたことによる効果のシミュレーションはあるか。この制度により、どの様に進んでいくかが見えた方がよい。

#### (北村委員)

棟当たり基準率が2kWなのはなぜか。kWを上げて算定基準率を下げてはどうか。スライド14ページの例示で、45棟に太陽光パネルが設置されるが、55棟

には設置されないというレベルで新築住宅の6割の設置に至るかが懸念される。

大規模建築物の制度について、建築主への義務となっているが、PPAなどの太陽光パネル設置でも義務達成になるか。

スケジュールについて、令和9年開始ということだが、目標年である2030年、令和12年間近となってしまう。できるだけ前倒しをして令和8年にできないか。

(須永委員)

私も木村委員と同じで、スケジュールについては東京都が来年4月から始めるのに、こんなにゆっくりで良いのかということがある。

(田中会長)

以上の質問等について事務局から回答をお願いしたい。

(事務局)

制度内容については、制度1と2の建築物への義務化の部分は、東京都とほぼ同じ制度である。東京都は算定基準率について地域で3つの数字を設定していることや、規模が大きいので、年間供給延床面積20,000㎡以上のラインで義務を課していることなどが異なる。制度3について、東京都は建築士だけではなく事業者にも説明義務を課している。あとは省エネ性能なども説明内容に入れている。

横浜市の制度検討状況については、現時点で情報はない。

本市が5000㎡以上のラインで引いた場合に義務を課される事業者のイメージは、4社から5社くらいが本市を本拠とする企業。それ以外は、本市以外が本拠となる、例えば東京の大きな企業というイメージ。

制度導入効果のシミュレーションは今後、示す必要があると考えている。

太陽光パネルの設置方法については、PPAなどを用いても義務が達成できると考えている。

スケジュールについて、令和7年7月の条例改正までは、かなり詰め込まれたスケジュールにはなっている。不動産の業界団体、市内を本拠とする事業者にはヒアリングをしているが、準備期間を1年以上は欲しいという声もあったので、令和7年7月に条例を公布をしてから、制度開始の令和9年4月まで1年以上、周知期間を置くという案にさせていただいている。

(香川委員)

義務化という鞭に対して、餉としての補助金の増額などは考えているか。東京都、川崎市はその辺りをどう考えているか。

(奥副会長)

スライド9ページの代替措置・除外規定について、具体的にどういう措置があるかを今後明らかにする必要があると思う。物理的に設置困難な場合が挙げられているが、建築物省エネ法で、促進区域を指定すれば、建築基準法の高さ制限に抵触して屋上に太陽光パネルを載せられないところでも、基準緩和が可能になり、載せら

れるようになる。そういう法改正がされているので、併せて検討する必要があるのではないか。

5000㎡以上でラインを引いたときの事業者数は何社程度になるか。

スライド14ページについて、義務量の算定式に異論はないが、示し方の問題だと思う。例えば170kWという義務基準量が課されたとしても、この基準さえクリアしてしまえばそれで良いと考えてもらっては困る。できるだけ多くパネルを載せた住宅を供給していただく方向に、頑張ってもらえるようなインセンティブも併せて考える必要があるのではないか。現行条例34条に、顕彰制度があるので、基準を大幅にクリアした事業者を表彰するなど。若しくは良い取組をPRしてあげるなどが考えられる。

スライド15ページの建築士の説明制度について、東京都と同様、事業者からも説明してもらうことが重要と考える。また、この義務は努力義務なのか。建築物省エネ法の建築士による省エネ性能にかかわる説明は努力義務であるが、できるだけ義務の方が良い。

家庭部門の排出量が多いが、住宅由来の排出量がどの程度か。建築物の省エネ向上で削減できる部分があり、それでは足りないから太陽光パネルを載せるなど、数字を見せていただきたい。

スライド17ページも、太陽光パネル設置の目標値に今回の制度でどの程度近づけるのか、効果を将来予測として示す必要がある。

(田中会長)

以上の質問等について事務局から回答をお願いします。

(事務局)

補助について、制度施行時にどうするかは庁内の庁議等において今後の検討と考えるが、制度開始前の時点からも、太陽光パネルの設置をどんどん促進していくべきと考えており、方向性としては補助等を広げる必要があると考えている。東京都については、義務化を発表し、ある程度補助を充実させた事実があるが、川崎市は補助拡充についての情報は無い。

代替措置と建築物省エネ法の促進区域の設定について、促進区域への対応については改めて市で考えていくことになるかと認識している。

スライド13ページの5000㎡以上でラインを引いた場合の事業者数は、令和4年では18社で、約20社前後を想定している。

事業者の負う義務量について、例えば170kWを「クリアすればよい」というものではないことは、事務局としても同じ思いである。この制度は太陽光パネルの設置が標準化された理想の社会を作っていく制度と考えており、太陽光パネルの良さを理解いただいて設置いただけるよう、義務化だけでなく、同時に普及啓発等を行っていく必要があると考える。

スライド15ページの建築士の説明義務は努力義務であり、義務違反者の公表などまでは考えていない。

家庭部門の排出量のうちの住宅に係る量、住宅の省エネをした上で不足について太陽光パネルを設置するなどの数字については、調べて出せる情報はご提供させていただきます。

本制度の導入による、スライド17ページの太陽光パネル設置の数値目標に対する効果は、示す必要があると認識している。

(奥副会長)

スライド9ページ、代替措置の設置困難な場合に、建築物省エネ法の促進区域を設定することで高さ制限等の緩和によって、設置が可能になり、代替措置が不要になる場合が出てくるので、促進区域は全く別の制度ではなく、本件と関連があると考えられるかどうか。そもそもここでは、どうやっても設置できない、削減が期待できない、建築基準法の高さや建蔽率の問題ではないようなケースを想定しているのか。

スライド15の建築士の説明義務について、事業者からも説明してもらった方がよい。注文住宅の場合に建築主は載せない選択も可能だろうが、できるだけ載せてもらえるように事業者からも太陽光パネルのメリットについて説明してもらうことを規定した方がよいのではないか。

(北村委員)

スケジュールについて、ハウスメーカー等に周知する期間が1年以上は必要だということだが、令和7年3月までに条例公布を済ませるといような前倒しをできないか。須永先生がおっしゃったようにスピード感がない。無理な部分もあると思うが、そういう姿勢を見せていただけたら。

(田中会長)

奥委員から事業者へのインセンティブや顕彰制度の話があり、ご指摘のとおりと思う。補助の拡充もそうだが、太陽光パネルが載っている家を選ぶ方が増えるようにすべきで、基準を超えて多く建築した住宅メーカーへのインセンティブを考えていく必要があると思う。

(事務局)

促進区域制度については、高さ制限や建ぺい率で載せられない建物があったときに、促進区域を設定して建ぺい率等が緩和されれば、載せられるようになるという意味で、代替措置の部分に関わる。促進区域制度への対応については市として判断していくところになる。

建築士の説明義務について、東京都のように事業者の義務とすることもメリットがあると思うので、この審議会でもどのような制度が良いか議論していただければと考える。

スケジュールについて、条例公布までの期間を短くという点については、できる

ところは短くしていきたい。

補助については市の財政の部分がシビアにある。義務化に伴って補助も拡大するという考えもあるが、一方では、太陽光パネルが住宅に載っていることが当たり前になる社会を目指す制度であり、理屈としては、設置が当たり前になる中では、補助をもらって付けるものではない社会になっていくということでもある。

（布施委員）

事業者に義務を課すが、太陽光パネルは購入者が所有し、利用していくことになる。制度の中で付けた後のことも考えていくべきでは。購入された太陽光パネルがきちんと維持されているか。ニュースで太陽光パネルのリサイクルの問題も出ている。高齢社会にもなってくるし、維持コストもかかる。類似事例として、商店街でも補助を利用して街路灯が付くが、商店街が衰退してくると自分で維持出来ずに問題になることがある。

（木村委員）

太陽光パネルは屋根に載せることが多いが、ベランダや窓に設置することも考えられる。そのような対応も義務履行として可能なのか。

（服部委員）

建築士の説明義務について、相模原市の色を出すという点で、蓄電池についての説明を入れるなどがあっても面白いと思うがどうか。

（田中会長）

事務局から回答をお願いしたい。

（事務局）

太陽光パネルは維持コストもかかるが、コストの金額や、どの程度のメンテナンスが必要か、どうやって安全に廃棄するのかなどの基本的な情報が一般に知られていないという認識がある。制度導入とともに、そうした情報は市としても積極的に発信していく必要がある。

窓などへの太陽光パネル設置は、現在はコストが高いが、企業が商品を出してきている。義務達成の認定方法は制度運用の詳細になるが、必要な発電ができていると証明できるものは認めるべきとの認識である。

蓄電池を説明制度に追加するアイデアなど、こうしたご意見をいただきながら市の制度の形を作ってまいりたい。

（須永委員）

建築士の説明制度について、努力義務だとやらない人が多いと思うので、義務として市の独自色を出すべきではないか。

環境、建築の専門家としては、2030年には全部ゼロエネルギー住宅になると思っているので、このスケジュールでは遅いと思う。

環境共生住宅では、まず徹底して省エネルギー化することが大切。130㎡くら

いの住宅でも、断熱を徹底すればエアコン1つで済んでしまう。まずは徹底した省エネ・断熱をするという方向性を進めるべき。徹底した省エネをすることで、太陽光発電以上の効果が出ることもあるので、代替措置にもなるのでは。

インセンティブについて、原資がないということだが、環境省の脱炭素先行地域制度で認定されれば国の交付金を使える。

(田中会長)

この制度を導入することでの効果について、新築住宅の55%くらいが義務を負い、標準化されていくと、新築では緩やかに変わっていくが、現在、補助を出しているだけの状況と比較してどのくらいスピードアップするのか。

脱炭素社会を目指すにあたり、家庭部門の転換というところは良いが、既築の住宅・建物についても加速化するように検討ができないか。大規模の建築物について、事業者が主体となって建設するが、既存の建物についてはもう1歩踏み込めないか。京都府の条例についてはもっと厳しい規定があったように思う。件数は少ないが面積が大きく、資本もあるところに対してもっと工夫ができないかと思う。

制度の開始時期について、答申から庁内調整が時間を要しているが、ぜひ庁内調整は審議会審議と並行して進めていただき、議会に速やかに条例案を提出できないか工夫を考えていただきたい。

(須永委員)

既存建築という話があったが、窓の断熱改修に対する補助金をつけたらどうかという提案をさせていただきたい。既存窓の室内側に内窓を設置し、そのガラスを低放射真空ガラスにすると窓が壁と同じレベルの断熱性能になる。アルミサッシ単板ガラスの窓は壁の10倍以上、熱が逃げてしまい、隙間風も多く入る。この対策により足が冷えなくなり、快適性が上がり、また、健康性が高まり、自治体による健康保険料の補填が減るといった研究もある。既存建築への対応もやっていただきたい。

(田中会長)

いろんな観点のご意見があったが、事務局で整理して、本日十分回答できていなかったものについては後ほど報告いただきたい。各委員には、制度についても疑問やご指摘が出てくるのではないかと思う。是非、事務局に質問を提出いただきたい。次回は3月に予定されているので、ひとまず質問等の不明点にお答えいただきたいと思っている。1~2週間で事務局へご提出いただき、事務局で回答をご用意いただきたい。

(事務局)

委員からの質問を受け付けるためのメールを送付させていただく。

以上

## 相模原市地球温暖化対策推進会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田中 充	法政大学 名誉教授	会 長	出席
2	奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 教授	副会長	出席
3	利光 芳明	神奈川中央交通(株) 総務部 広報担当係長		出席
4	前山 善憲	一般社団法人相模原市商店連合会 副理事長 長		欠席
5	布施 昭愛	相模原商工会議所 理事 事務局長		出席
6	服部 健太郎	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社 次長		出席
7	香川 健	東京ガス(株) 神奈川西支店 支店長		出席
8	森久保 高弘	相模原市自治会連合会 理事		欠席
9	木村 郁子	さがみはら消費者の会		出席
10	井上 章	さがみはら津久井森林組合 代表理事副組合長		出席
11	北村 陽子	さがみはら地球温暖化対策協議会		出席
12	鈴木 千景	公募委員		出席
13	須永 修通	公募委員		出席